

高知県で田舎暮らし。

室戸に移住！  田舎暮らし情報館



## 室戸市の 各制度、補助、給付、 助成等一覧表

室戸市の各種制度等を「子育て・医療」「住まい・暮らし」「住まい・暮らし(高齢者・障がい者)」「就労・農林水産等」の4つに区分し、一覧表にしました。移住を検討する際の参考にどうぞ。

令和6年6月

室戸市まちづくり推進課移住促進室

# 担 当 課 連 絡 先 一 覧

担 当 課 名	班 名	連 絡 先	備 考
学校教育課	学校教育班	0887-22-5141	
生涯学習課	生涯学習班	0887-22-5142	
	人権教育班	0887-22-5144	
こども子育て支援課	こども子育て支援班	0887-22-5171	
保健介護課	健康推進班	0887-22-3100	
	高齢者介護班	0887-22-5155	
	障害福祉班	0887-22-3105	
まちづくり推進課	まちづくり推進班	0887-22-5147	
	移住促進室	0887-22-5167	
財産管理課	建築住宅班	0887-22-5122	
防災対策課	防災対策班	0887-22-5132	
市民課	環境政策室	0887-22-5126	
産業振興課	商工水産振興班	0887-22-5116	
	農林振興班	0887-22-5119	
健康医療政策課	健康医療政策班	0887-22-2727	
シルバー人材センター	—	0887-24-2018	

# 室戸市の各制度、補助、給付、助成等一覧表

子育て・医療 (39)

住まい・暮らし (19)

住まい・暮らし (高齢者・障がい者) (22)

就労・農林水産ほか (16)

保育料について	児童扶養手当	室戸市空き家バンク制度	中山間地域高齢者等 タクシー利用助成事業	室戸市無料職業紹介所
延長保育	子育て短期支援事業	室戸市空き家改修費 補助金	住宅改造支援事業費補助金	地域おこし協力隊
休日保育	こども食堂への支援	室戸市空き家家財道具等 処分費補助金	生活支援寝具 洗濯サービス事業	室戸市創業支援 事業費補助金
地域子育て支援拠点事業	ひとり親家庭自立支援事業	室戸市移住促進 家賃等補助金	訪問理美容サービス事業	室戸市事業承継推進 事業費補助金
一時預かり事業	不妊治療費補助金	室戸市移住促進 引っ越し費用補助金	移動入浴車派遣事業	室戸市商工業等販売促進 事業費補助金
こども家庭センター	養育医療	室戸市結婚新生活 支援補助金	家族介護用品支給事業	室戸市水産物販売拡大支援 事業費補助金
世代間交流事業	室戸市すこやか子育て祝金	室戸市住宅用太陽光発電 システム等設置費補助金	家族介護慰労金支給事業	コールセンター等 設置奨励金
学校給食費無償化	出産・子育て応援給付金	室戸市老朽住宅除却事業費補 助金	配食サービス事業	漁業就業支援事業費補助金
就学援助制度	室戸市の赤ちゃん スターターキット事業	木造住宅耐震診断調査事業	成年後見制度支援事業	沿岸漁業設備投資 促進事業費補助金
自転車ヘルメット着用 推進事業	妊婦訪問	非木造住宅耐震診断費 補助金	身体障害者 住宅改造支援事業	就農支援事業 (新規参入者区分)
放課後児童クラブ	新生児訪問	住宅耐震改修設計費補助金	あつたかふれあいセンター事 業	就農支援事業 (後継者区分)
放課後子ども教室	産後ケア事業	住宅耐震改修工事費補助金	相談支援事業	新規就農者育成総合 対策事業費補助金 (就農準備資金)
奨学資金貸与	プレママ&子育てひろば	ブロック塀対策推進補助金	日常生活用具給付事業	新規就農者育成総合 対策事業費補助金 (経営開始資金)
乳幼児等医療費助成制度	ゆうゆうひろば	家具等安全対策 事業費補助金	手話奉仕員等養成事業	特用林産業 新規就業者研修支援事業
ひとり親家庭 医療費助成制度	乳児健診	室戸市防災士資格取得 受験手数料等助成事業	意思疎通支援事業	室戸市看護師 確保対策補助金
ひとり親家庭自立支援事業	幼児健診	室戸市浄化槽 設置費補助金	障害者自動車運転免許取得・ 改造助成事業	シルバー人材センター
母子生活支援施設入所	フッ素洗口事業	ごみ減量化促進事業費 補助金	移動支援事業	
障がい児保育事業	アニバーサリーがん検診	室戸市生活環境施設 整備事業費補助金	障害福祉サービス事業	
児童手当	ワンコインがん検診	重要伝統的建造物群 保存地区	補装具給付事業	
	特定健康診査		日中一時支援事業	
			重度障害児者 医療費助成事業	
			自立支援医療費助成事業 (更生医療・育成医療)	

記載されていること以外にも条件等がある場合があります。  
最新の情報は、各担当課に必ず確認を  
しましょう。

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当班名
1	保育料について	○3～5歳児の保育料は、全世帯無償 ○0～2歳児の保育料は、申請により全額減免 ○副食費（おかず代）は、全世帯無償 ○0～2才児の主食費（ごはん代）は、全世帯無償 3～5才児の主食費（ごはん代）は、公立保育所に入所する児童は無償	全額 （一部負担有）	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
2	延長保育	○保護者の就労時間等により、保育所等における開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業 ☆保育認定を受けて、入所している児童	無料	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
3	休日保育	○日・祝祭日の午前8時30分～午後5時まで佐喜浜保育所にて保育します。 ☆市内の保育園に在籍している乳幼児（保護者が仕事がある場合に限り）	無料	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
4	地域子育て支援拠点事業	○私立むろと保育園において、育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、子育て講座や楽しい遊び、園行事への参加を通して、子育て仲間の輪を広げ、子育てのお手伝いをします。 ☆未就園の児童及び保護者、妊婦等	無料	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
5	一時預かり事業	○対象児童を保育所で受け入れ、私立むろと保育園にて一時保育します。（給食・おやつあり） ☆保護者の病気等により家庭において一時的に保育を受けることが困難となった、市内に住所を有する未就園のお子さん	有料 3歳未満 日額2,000円 半日1,000円 3歳以上 日額1,800円 半日 900円	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
6	こども家庭センター	○妊娠・出産・子育て期に関するさまざまな相談に、保健師や看護師、保育士などの専門職が対応します。 ☆妊産婦、子育て中の保護者	無料	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
7	世代間交流事業	市内保育所では、老人福祉施設、介護保険施設等への訪問、もしくはこれらの施設や地域の高齢者等を招待し、劇、季節的行事、手作り玩具制作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行っています。	無料	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
8	学校給食費無償化	○次代を担うこどもたちの成長を市民全体で支え、食育を通して健全な育成を推進し、安心して子育てができるまちづくりを目指すため、令和6年度学校給食費を無償化とする ☆室戸市内小中学校に在籍する児童生徒の保護者。	無償	学校教育課 学校教育班
9	就学援助制度	○対象者に、学校で必要な費用の一部を援助する制度 ☆経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者（室戸市に住所を有する者）	各費目によって 支給額が異なる	学校教育課 学校教育班
10	自転車ヘルメット着用 推進事業	○ヘルメットの購入費に係る経費に対して補助を行うことにより、自転車乗車時のヘルメット着用の促進を図る ☆市内在住で、室戸市立小中学校1年生の保護者	対象児童1名につき 上限1,100円	学校教育課 学校教育班
11	放課後児童クラブ	○放課後や長期休暇等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援 ☆室戸小学校区内の児童（小学生）	利用料 5年生～6年生 2,000円（8月5,000円） 1年生～4年生 3,000円（8月5,000円）	生涯学習課 生涯学習班
	放課後児童クラブ	○要保護・準要保護世帯について、利用者負担金2/3を償還払いにて補助 ☆保護者	—	生涯学習課 生涯学習班
12	放課後子ども教室	○放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する（コーディネーターを設置し体験学習等） ☆佐喜浜・元・吉良川・羽根小学校区内の児童（小学生）	無料（保険料別途）	生涯学習課 生涯学習班
13	奨学資金貸与	○高等学校以上の生徒に資金を貸与して、教育の機会均等を図り、文化の向上と社会の健全な発展に貢献する人材を育成する ☆世帯主が引き続き1年以上本市に在住している者等	月額貸与金額 高等学校等 10,000円 高等専門学校（1～3年） 16,000円 高等専門学校（4～5年） 30,000円 専修学校（専門課程） 30,000円 短期大学 30,000円 大学及び大学院 35,000円	生涯学習課 人権教育班
14	乳幼児等医療費助成制度	○0歳～18歳までの（R6.1月診療分から）医療費自己負担分の全額助成（入院・通院） ☆0歳～18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療費自己負担分の全額	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班

名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当班名	
15	ひとり親家庭 医療費助成制度	○母子・父子・児童に対する医療費自己負担分の全額助成（入院・通院） ☆母子・父子・児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療費自己負担分の全額	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
16	ひとり親家庭自立支援事 業	ひとり親家庭の父又は母に対し、指定講座の受講料の補助や看護師・介護福祉士等の資格を取得するために養成機関で就学する場合、一定期間の生活に要する経費を補助します。 ☆ひとり親家庭の父又は母	要問い合わせ	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
17	母子生活支援施設入所	DV被害等諸事情により児童の保護養育が十分にできない母子家庭の母子が入所できる施設で、自立に向けた支援を行います。 ☆18歳未満の児童を養育している母子家庭	要問い合わせ	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
18	障がい児保育事業	心身に障がいがある児童に加配保育士を配置し、必要な支援をしながら保育を行います。 ☆市内の保育園に在籍している障がいのある児童	無料	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
19	児童手当	○中学校修了前までの児童を養育している方に対して、6月・10月・2月の年3回、支給月の前月までの4か月分を支給 ☆中学校修了前までの児童を養育している者	(月額) 3歳未満の児童 15,000円 3歳以上小学校修了前 10,000円 (※第3子以降は15,000円) 中学生 10,000円 ※養育者の所得が所得制限 限度額以上の場合は、特例 給付として一律児童1人につ つき5,000円	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
20	児童扶養手当	○父または母と生計を別にする高校卒業まで（政令で定める障害を有する場合は20歳まで）の児童を監護している父・母・養育者に対して、奇数月の年6回、支給月の前月までの2か月分を支給 ☆父または母と生計を別にする高校卒業まで（政令で定める障害を有する場合は20歳まで）の児童を監護している父・母・養育者	(月額) 児童1人の場合 全部支給 43,160円 一部支給 43,150円～ 10,180円 児童2人の場合 1人目の額に以下の額を加算 全部支給 10,190円 一部支給 10,180円～ 5,100円 児童3人以上の場合 2人目までの額に、1人につ つき以下の額を加算 全部支給 6,110円 一部支給 6,100円～ 3,060円	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
21	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由より、家庭での養育が一時的に困難になった児童について、児童養育施設等で預かる事業です。 ☆18未満の児童	要問い合わせ	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
22	こども食堂への支援	室戸えがお食堂は、子どもの居場所作りとして、地域のコミュニティとして月に1回食堂を開いています。市ではその支援を行っています。 ☆どなたでも参加可能	無料	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
23	ひとり親家庭自立支援事 業	ひとり親家庭の父又は母に対し、指定講座の受講料の補助や看護師・介護福祉士等の資格を取得するために養成機関で就学する場合、一定期間の生活に要する経費を補助します。 ☆ひとり親家庭の父又は母	要問い合わせ	こども子育て 支援課 こども子育て 支援班
24	不妊治療費補助金	○毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に、高知県不妊に悩む方への特定不妊治療助成金を受けた夫婦に対して、不妊治療に要する費用の一部を補助 ☆不妊治療をされている夫婦 補助対象となる最初の診療日の1年前から室戸市の住民基本台帳に記載されており、室戸市に居住している者	(一般不妊治療) 1年度に5万円を上限（た だし、連続して5年以内） (特定不妊治療) 1回の治療につき10万円上 限 補助回数：6回	保健介護課 健康推進班
25	養育医療	○身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、医療費を一部助成 ☆未熟児で医師が入院養育を必要と認めた児	利用者負担 世帯の所得区分により 上限額有 国1/2、県1/4	保健介護課 健康推進班
26	室戸市すこやか子育て祝 金	○子を出産した者又は当該子の親権者に祝金を支給。出産の日から6月以内に申請 ☆当該出産の3月前から室戸市の住民基本台帳に記載されており、居住している者	(祝金の支給額) 第1子5万円 第2子10万円 第3子以降30万円	保健介護課 健康推進班
27	出産・子育て応援給付金	○安心して出産・子育てができるように、妊娠期から子育て期までの相談支援と経済的支援を行う。	出産応援給付金：5万円 (妊婦1人につき) 子育て応援給付金：5万円 (新生児1人につき)	保健介護課 健康推進班

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当班名
28	室戸市の赤ちゃん スターターキット事業	○保健師が訪問等で面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する相談を実施 安心して出産や子育てができるように「妊娠期・子育て期応援ケアプラン」を 作成し、室戸市内にある子育てサービスを情報提供する 対象者のニーズに合わせた、保健指導を実施するとともに、室戸の赤ちゃんス ターターキットをプレゼントする ☆・妊娠中に申請した者 ・住民票が室戸市にあり、現に居住している者 ・自然豊かな室戸市で子育てを希望している者 ・妊娠期・子育て期応援ケアプラン作成に同意する者	無料	保健介護課 健康推進班
29	妊婦訪問	○保健師が家庭訪問し、妊娠・出産・育児についての健康相談を実施 ☆室戸市に住民票がある妊婦	無料	保健介護課 健康推進班
30	新生児訪問	○出生後、保健師が赤ちゃんのいる全ての家庭を訪問し、赤ちゃんの身体計 測、お母さんの体調や育児に関する相談、市のサービスの情報提供等を実施 ☆室戸市に住民票がある新生児や産婦	無料	保健介護課 健康推進班
31	産後ケア事業	○助産師等の専門職が、産婦の心身のケアや育児支援を行う。利用上限3回ま で。 ☆産後1年以内の産婦・赤ちゃん	訪問型：無料 通所型：課税世帯1,000円 非課税世帯500円 生活保護世帯100 円	保健介護課 健康推進班
32	プレママ&子育てひろば	○毎月1回実施。妊婦や親子が交流しながら、妊娠・出産・子育てについての 情報交換ができ、ゆったりと過ごせる集いの場。専門スタッフ（保健師、助産 師、歯科衛生士、管理栄養士等）による相談や、子育てに役立つ講話や実習を 実施 ☆妊婦、産婦、乳児	無料	保健介護課 健康推進班
33	ゆうゆうひろば	○毎月1回実施。子育てを楽しくできる方法を、親子で一緒に遊びながら 学べる、集いの場。 子どもの成長・発達について、専門スタッフ（保健師・保育士等）が相談に応 じる ☆乳児とその保護者	無料	保健介護課 健康推進班
34	乳児健診	○子どもの健康状態や発育・発達状況の確認、子育て相談を実施 問診、身体計測、診察、歯科・栄養相談、理学療法士による運動指導、子育て に関する相談を実施 ☆乳児（4・7・10か月児）	無料	保健介護課 健康推進班
35	幼児健診	○子どもの健康状態や発育・発達状況の確認、子育て相談を実施 ・1歳6か月健診：問診、身体計測、診察、歯科健診、歯科・栄養相談、理学 療法士による運動指導、むし歯予防についての普及啓発（歯っぴースマイルむ し歯ゼロ事業）、子育てに関する相談、ヘルスメイトによる手作りおやつ試 食、心理判定員による発達相談を実施 ・3歳6か月健診：問診、身体計測、診察、歯科健診、歯科・栄養相談、理 学療法士による運動指導、フッ素塗布、むし歯予防についての普及啓発（歯っ ぴースマイルむし歯ゼロ事業）、尿・視覚・聴覚の検査、子育てに関する相 談、心理判定員による発達相談を実施 ☆幼児（1歳9か月児、3歳6か月児）	無料	保健介護課 健康推進班
36	フッ素洗口事業	○小児に多いむし歯を予防するために、むし歯予防効果の高いフッ素を利用し た洗口法を集団で実施。週1回フッ素洗口を実施 ☆保育園児（市内全保育所の年長児、年中児）、小学生、中学生	自己負担なし	保健介護課 健康推進班
37	アニバーサリーがん検診	○20歳、30歳、40歳、50歳、60歳の記念になる年度にがん検診の自己負担金が 無料になる ☆室戸市の住民基本台帳に記載されており、居住している者で、実施年度の4月 1日における満年齢が20歳、30歳、40歳、50歳、60歳の者	（20歳、30歳の方） 当該年度のがん検診：子宮 頸がん検診の自己負担金が 無料。 （40歳、50歳、60歳の方） 当該年度のがん検診：胃が ん、大腸がん、乳がん、子 宮頸がん検診の自己負担金 が無料。	保健介護課 健康推進班
38	ワンコインがん検診	○胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診の自己負担金が一律500円 ☆室戸市の住民基本台帳に記載されており、居住している者 子宮頸がん検診20歳以上、胃がん・大腸がん・乳がん検診は40歳以上の者	（免除対象） 胃がん・子宮頸がん・乳が ん検診は70才以上は無 料。 生活保護受給者の方は全 てのがん検診の自己負担金 が無料。	保健介護課 健康推進班
39	特定健康診査	○特定健康診査を集団健診（市内公民館等）および個別健診（高知県内委託医 療機関）を無料で受診することできる ☆室戸市の住民基本台帳に記載されており、居住している者 国保に加入されている40歳以上75歳未満の者	無料	保健介護課 健康推進班

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当課班名
1	室戸市空き家バンク制度	○空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を空き家を借りたい人に対して紹介をする ☆定住を目的として空き家の利用を希望する者及び住宅の所有者	無料 ※ただし、契約の際には、宅地建物取引業法の規定に基づく報酬が発生します	まちづくり推進課 移住促進室
2	室戸市空き家改修費補助金	○空き家バンクに登録している物件（空き家）の改修費の補助を行う ☆移住者及び住宅の所有者	補助率：10/10 （上限240万円）	まちづくり推進課 移住促進室
3	室戸市空き家家財道具等処分費補助金	○空き家バンクに登録している物件（空き家）の既存荷物の整理、運搬及び処分にかかる経費の補助を行う ☆移住者及び住宅の所有者	補助率：1/2 （上限10万円）	まちづくり推進課 移住促進室
4	室戸市移住促進家賃等補助金	○移住者の経済的負担を軽減するとともに、移住希望者の円滑な移住の促進を図ることを目的として、移住者が居住するために借り受ける住宅の家賃等について、補助を行う ☆市外から本市へ定住の意思を持って転入し、本市の住民基本台帳に1年以内に記録された者で、その転入の日から起算して過去2年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことがない者等	補助率：1/2 （上限1万円/月）	まちづくり推進課 移住促進室
5	室戸市移住促進引っ越し費用補助金	○移住者の経済的負担を軽減するとともに、移住希望者の円滑な移住の促進を図ることを目的として、補助対象者が支払う引っ越し費用の一部について補助を行う ☆市外から本市へ定住の意思を持って転入し、その転入の日から起算して過去2年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことがない者	補助率：1/2 （上限5万円）	まちづくり推進課 移住促進室
6	室戸市結婚新生活支援補助金	○婚姻による新生活に伴う負担を軽減し、地域における少子対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居費、住宅のリフォーム費用及び引越費用の一部を補助する ☆補助金の申請の日の属する年度の前年度の1月1日から当該申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦 婚姻日における満年齢が、夫婦ともに39歳以下で本市に住所を有する方 婚姻世帯所得の合計が500万円未満 対象の住居が室戸市内にある 他の公的制度による家賃の補助等を受けていない 過去に本補助金又は他市町村による類似の補助金を受けていない 世帯員のいずれもが市税（国民健康保険を含む）及び県税を滞納していない 室戸市暴力団排除条例における暴力団等に該当しない	(1)夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 上限 60万円 (2)前号以外の世帯 上限 30万円	まちづくり推進課 まちづくり推進班
7	室戸市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	○地球温暖化の防止を推進するため、住宅用太陽光発電システム及び蓄電システムを設置する者に対し、補助金を交付する ☆室戸市民	太陽光パネル 最高14万円 （1KWあたり35,000円） 蓄電池 最高20万円 （1kwhあたり20,000円）	市民課 環境政策室
8	室戸市老朽住宅除却事業費補助金	○老朽・不良住宅の取り壊しに対する補助 ☆市内の老朽住宅所有者又は相続人（市外在住者でも可）	原則的に、工事費用の80% （千円未満切捨て） ※上限164万5千円	財産管理課 建築住宅班
9	木造住宅耐震診断調査事業	○昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断に係る費用を補助する ☆居住の用に供している室戸市内の既存木造住宅	無料	防災対策課 防災対策班
10	非木造住宅耐震診断費補助金	○昭和56年5月31日以前に建築された鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅の耐震診断に係る費用を補助する ☆居住の用に供している室戸市内の既存非木造住宅 市税及び県税を滞納していない者	1棟につき38,000円	防災対策課 防災対策班
11	住宅耐震改修設計費補助金	○住宅耐震診断を受け、倒壊の可能性があるとして診断された住宅を一応安全なレベル（評点が1.0以上）にするために、改修補強工事を行うことを前提とした耐震改修設計に要する費用の一部を補助する。 ☆耐震診断を受け総合評点が1.0未満と診断された住宅 改修後の総合評点が1.0以上になるもの 明らかな法令違反がないこと 高知県に登録された「登録設計事務所」が耐震改修設計をおこなうもの 対象となる住宅の所有者及び所有者と親子関係にある者、所有者の同意を得た同居者 市税及び県税を滞納していない者	1戸あたり 最高356,000円まで （ただし実際にかかる費用が356,000円未満の場合はその額）	防災対策課 防災対策班
12	住宅耐震改修工事費補助金	○住宅耐震診断を受け、倒壊の可能性があるとして診断された住宅を一応安全なレベル（評点が1.0以上）にする改修補強工事に対して補助する ☆居住の用に供している室戸市内の既存住宅の所有者 市税及び県税を滞納していない者	1戸あたり 最高1,553,000円まで （ただし実際にかかる費用が1,553,000円未満の場合はその額）	防災対策課 防災対策班

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当課班名
13	ブロック塀対策推進補助金	○危険性の高いブロック塀等の撤去や生け垣、フェンスなどの安全な塀への改修費用を補助する ☆緊急輸送道路または避難路に面している危険性の高い塀 市税及び県税を滞納していない者	40万円まで	防災対策課 防災対策班
14	家具等安全対策事業費補助金	○家具の転倒を防止するための金具及び取付補助剤やガラス飛散防止フィルムの購入費用及び取り付け費用を補助する ☆室戸市内に住所を有する世帯 自己の所有とする家屋であること（借家等で家主の承諾がある場合は可）	1世帯あたり3万円まで	防災対策課 防災対策班
15	室戸市防災士資格取得受験手数料等助成事業	○防災士資格取得試験受験手数料及び防災士認証登録申請手数料（試験合格時）を補助する ☆室戸市内に住所を有する者 高知県防災士養成講座の受講が決定し、防災士の資格を取得しようとする者（講座の受講を免除されている者を含む） 防災士の資格取得後、自主防災組織をはじめとする地域での防災活動に取り組む意思のある者	防災士資格取得試験 受験手数料 3,000円 防災士認証登録申請手数料 (試験合格時) 5,000円	防災対策課 防災対策班
16	室戸市浄化槽設置費補助金	○浄化槽の新規設置及び既設単独処理浄化槽及び汲み取り便槽撤去に係る工事費に対する補助金 ☆合併処理浄化槽を新規に設置する者、設置にあたり既設槽の撤去が必要な者（市税、県税の滞納がないこと）	設置 5人槽 330,000円 7人槽 414,000円 10人槽 546,000円 撤去 90,000円	市民課 環境政策室
17	ごみ減量化促進事業費補助金	○コンポストの購入に対する補助金 ☆市内に居住し、住所を有する者	購入金額の1/2 上限30,000円	市民課 環境政策室
18	室戸市生活環境施設整備事業費補助金	○給水人口50人未満で水道を設置しようとする個人または団体（任意の団体可）に対する補助金 ☆未給水地域で水道を設置しようとする個人または団体	事業費 上限3,000,000円 補助率8/10 自己負担 2/10 (上限20万円)	市民課 環境政策室
19	重要伝統的建造物群保存地区	○保存地区内の伝統的建造物の修理やそれ以外の建造物の修景（景観に配慮した外見にすること）に対し補助を行う ☆対象物件等の所有者	修理（主屋・土蔵） 市4/5 800万上限 修景（主屋・土蔵） 市2/3 500万上限 他 ※詳しくは問合せ	生涯学習課 生涯学習班



	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当課班名
1	中山間地域高齢者等 タクシー利用助成事業	○バス路線より一定以上の距離にある地域の方が、タクシーを利用した場合に運賃の一部を補助する ☆バス路線より一定以上の距離にある地域に在住し、以下の条件の者 75歳以上の者のみで構成される世帯 運転免許証を返納している65歳以上の者 障害者手帳1・2級の者等	対象地域から最寄りのバス 停までのタクシー代金の約 3分の2を補助し、助成券 は1カ月あたり4枚支給	保健介護課 高齢者介護班
2	住宅改造支援事業費補助 金	○要介護者等の居住する住宅の、その身体状況等に応じて行う改修・改築工事 (浴室、玄関、台所、便所、廊下、階段居室等)にかかる費用を補助 ☆室戸市内に住所を有し、介護保険制度の要支援又は要介護の認定をされた方 等を含み、世帯の主たる生計中心者の前年度の所得税額が30万円未満の世帯	補助対象事業費 (上限100万円) の3分の1	保健介護課 高齢者介護班
3	生活支援寝具 洗濯サービス事業	○寝具類等の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒等のサービスを行う ☆概ね65歳以上の高齢者のみの世帯並びに身体障害者で寝具類等の衛生管理 が困難な者	利用回数は年間2回以内 自己負担額は1割	保健介護課 高齢者介護班
4	訪問理美容サービス事業	○理美容店に行くことが困難な者に対し、訪問理美容サービスを提供する ☆概ね65歳以上の高齢者のみの世帯並びに身体障害者で理美容店に行くこと が困難な者	訪問のための移動・出張経 費 (理美容料金は自己負担)	保健介護課 高齢者介護班
5	移動入浴車派遣事業	○移動入浴車による家庭での入浴サービスを提供する ☆40歳以上、介護が必要な方及び、身体障害者手帳第1種2級以上、家庭にお いて入浴困難な者	移動入浴車の派遣に要する 費用は1回あたり 12,500円で、 利用者負担は 0円～1,250円	保健介護課 高齢者介護班
6	家族介護用品支給事業	○介護用品(紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤等)を支給 ☆要介護度4・5の方の介護を行っている家族(要介護者・介護者共に非課税世 帯の者)	1ヶ月上限 6,580円	保健介護課 高齢者介護班
7	家族介護慰労金支給事業	○過去1年間介護保険サービスを受けていない等の条件を満たす場合に年額20 万円まで支給する ☆要介護度4・5の在宅高齢者を介護する家族	年額20万円	保健介護課 高齢者介護班
8	配食サービス事業	○毎週2回、夕食を配食する ☆概ね65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者 で、調理が困難な者	利用者負担は、 お弁当：400円 おかずのみ：250円	保健介護課 高齢者介護班
9	成年後見制度支援事業	○成年後見制度市長申立の申立費用や後見人への報酬の助成を行う ☆申立：申立を行う親族がいない者 報酬助成：低所得の者等	申立費用：必要額 報酬助成：(1月あたり) 施設等入所者は 18,000円、 在宅者は28,000円 が上限	保健介護課 高齢者介護班
10	身体障害者 住宅改造支援事業	○身体に障がいのある者が住んでいる住宅について、身体の状態等に応じて行 う改修・改築工事(浴室、玄関、台所、便所、廊下、階段、居室等)にかかる 費用を補助 ☆身体障害者手帳1級又は2級に該当する者、若しくは、下肢、体幹機能障害 等のある3級の者	補助対象事業費 (上限100万円) の3分の1	保健介護課 障害福祉班
11	あったかふれあいセン ター事業	○子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、【相談、訪問、つ なぎ、集い、預かる、送る、交わる、学ぶ】などのサービスを提供 ☆高齢者、障害者、子ども、一般の者等 ○買い物弱者の買い物代行や宅配を行う	○利用者負担 なし ただし、食材費などは実費 ○買い物代行利用料： 1コンテナあたり 200円	保健介護課 障害福祉班
12	相談支援事業	○障害のある者やその保護者、介護を行っている者等からの相談に応じ、必要 な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整な ど必要な援助を行う ☆身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者、その家族など	利用者負担 なし	保健介護課 障害福祉班
13	日常生活用具給付事業	○障害のある者が、日常生活を容易にするために使用する用具の給付を行う (入浴補助用具、頭部保護帽、電気式たん吸引器、盲人用時計、拡大読書器な ど) ☆身体障害児・者(難病患者等を含む)、知的障害児・者、精神障害者	利用者負担 世帯の所得区分による 生活保護、非課税世帯 は0円	保健介護課 障害福祉班
14	手話奉仕員等養成事業	○聴覚障害のある者等との交流活動の促進や市町村の広報活動などの支援とし て期待される日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成する ☆ボランティア活動に興味のある者	受講料 無料 テキストは実費	保健介護課 障害福祉班
15	意思疎通支援事業	○聴覚障害のある者に対して手話通訳者・要約筆記者を派遣する ☆聴覚障害者	利用者負担 なし	保健介護課 障害福祉班
16	障害者自動車運転免許取 得・改造助成事業	○自動車運転免許取得：障害のある人が、運転免許を取得する場合の費用の一 部を助成する ☆免許の取得により就労等社会活動への参加が見込まれる者であって、身体障 害者手帳1級～4級、又は療育手帳の交付を受けた者 ○自動車改造：肢体障害のある人が、自動車のハンドルやブレーキ、アクセル などを改造する場合の費用の一部を助成する ☆自らが使用し、運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社 会参加が見込まれる者、及び特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者	免許取得、自動車改造に要 した費用の3分の2以内 (ただし、10万円を限度と する)	保健介護課 障害福祉班

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当課班名
17	移動支援事業	○障害のある者の外出や余暇活動を支援するため、ヘルパー等による付き添い 介助や市の事業等への車両による送迎を行う ☆身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者	利用者負担 原則1割負担 ただし、世帯の所得区分 により上限額有	保健介護課 障害福祉班
18	障害福祉サービス事業	○施設等への入所や通所、在宅でのヘルパー利用、就労支援施設、グループ ホーム等のサービスを提供する ☆身体障害児・者（難病患者等を含む）、知的障害児・者、精神障害者	利用者負担 原則1割負担 ただし、世帯の所得区分 により上限額有	保健介護課 障害福祉班
19	補装具給付事業	○車いす、電動車いす、補聴器、遮光眼鏡等の補装具を給付する ☆身体障害児・者（難病患者等を含む）	利用者負担 原則1割負担 ただし、世帯の所得区分 により上限額有	保健介護課 障害福祉班
20	日中一時支援事業	○日中において監護する者がいないため、障害者支援施設等において、一時的 に見守り等の支援を行う ☆身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者	利用者負担 原則1割負担 ただし、世帯の所得区分 により上限額有	保健介護課 障害福祉班
21	重度障害児者 医療費助成事業	○国民健康保険等の医療保険に加入し、一定の障害程度に該当する者につい て、医療費の自己負担分の助成を行う ☆身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1、A2等の者（65歳以上で新たに重 度障害者の認定を受けた者で市町村民税課税世帯の者は対象外）	医療費にかかる自己負担分 ただし、医療保険適用分 に限る	保健介護課 障害福祉班
22	自立支援医療費助成事業 （更生医療・育成医療）	○心臓機能障害による手術や腎臓機能障害による人工透析などの医療費を助成 する ☆対象となる障害を有する障害者・児	利用者負担 原則1割負担 ただし、世帯の所得区分 により上限額有	保健介護課 障害福祉班

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当班名
1	室戸市無料職業紹介所	○職業安定法の規定に基づき、室戸市が移住・定住促進に伴う事業として、無料の職業紹介業務を行う ☆室戸市への移住希望者及び室戸市民	無料	まちづくり推進課 移住促進室
2	地域おこし協力隊	○都市地域から過疎地等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。任期は概ね1年以上、3年未満。 ☆主な要件 ・3大都市圏をはじめとする都市地域等から室戸市内に住民票を異動できる方 ・最長3年間の活動期間終了後も室戸市に定住し、就業・起業する意欲のある方 など	-	まちづくり推進課まちづくり推進班
3	室戸市創業支援 事業費補助金	○室戸市内における創業及び第二創業を促進し、市の産業及び経済の活性化を図ることを目的として、本市で創業等を行う者に対し、創業等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。 ☆(1) 創業 次のいずれかに該当するもの ア 事業を営んでいない個人が、新たに個人事業の開業届出書を提出し事業を開始すること又は会社等の法人を設立しその代表者となり当該会社等の法人が事業を開始すること。 イ 室戸市中心市街地振興計画に位置付けられたチャレンジショップ事業を受け、チャレンジ期間が終了した個人事業主が同種の事業を新たに開始すること。 (2) 第二創業 室戸市内において、既に事業を営んでいる個人事業主又は会社等の法人が、既存事業とは異なる新たな事業へ取り組むこと。 【要件】 (1) 補助金の交付申請の日の属する年度内に創業等を行う者であること。 (2) 納付すべき租税及び本市公課の滞納がないこと。 (3) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 個人事業主にあつては、本市に居住していること又は補助事業完了の日までに本市に居住すること。 イ 会社等の法人にあつては、この要綱による補助金の交付を受けて整備する事業所の代表者が本市に居住していること又は補助事業完了の日までに本市に居住すること。 (4) 室戸市商工会又は市内の金融機関から指導、助言を受けて行う事業であること。 (5) 室戸市商工会又は市内の金融機関から適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること。 (6) 室戸市商工会の会員である者又は補助事業完了の日までに会員となる者であること。 (7) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条の規定により認定された創業支援等事業計画に基づいて認定連携創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けた日から3年未満であること。	(1) 補助率1/2 (2) 限度額 200万円	産業振興課 商工水産振興班
4	室戸市事業承継推進 事業費補助金	○室戸市内における事業承継を促進し、市の産業及び経済の活性化を図ることを目的として、本市で事業承継を行う者に対し、事業承継に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。 ☆次の要件の全てに該当する者 (1) 市内で事業を営む中小企業者等のうち、県内に本社を置く法人又は県内に住所を有する個人事業者であること（補助事業期間内に、当該要件を充足する予定である場合も含む。） (2) M&Aの譲受側であること (3) 市税、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと 【要件】 次の要件の全てに該当すること (1) 「地域に必要と認められる事業」を譲り受け、市長が認める地域内でその事業を継続すること (2) 交付申請時点で常時使用する従業員がいる事業を譲り受ける場合、承継後も継続雇用を希望する従業員について継続雇用すること (3) 事業承継に関して高知県事業承継・引継ぎ支援センターの相談・支援を受け、補助金申請について必要な項目の確認を受けていること (4) 「事業承継計画（M&A）」を作成し、商工団体等の確認を受けており、計画に沿った補助事業を実施すること	①既存事業の買収 (1) 補助率1/5以内 (2) 限度額 200万円  ②承継後の取組 ア機械設備費 (1) 補助率1/5以内 (2) 限度額 100万円 イ機械設備費以外 (1) 補助率1/2以内 (2) 限度額 100万円	産業振興課 商工水産振興班
5	室戸市商工業等販売促進 事業費補助金	○市内生産品を取り扱う市内商工業者等（中小企業者及び任意団体をいう。）の市外での展示会・商談会等への出展や、インターネット・通販カタログを活用した販売拡大のために行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 ☆次の要件にすべて該当するもの (1) 室戸市内に本社若しくは主たる事業所を有する中小企業者又は活動拠点を有する任意団体。 (2) 市税を滞納していない者。ただし、任意団体であつて市税の課税対象とならない場合を除く。	補助率1/2以内 上限額30万円	産業振興課 商工水産振興班

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当班名
6	室戸市水産物販売拡大支援 事業費補助金	○室戸市水産物の認知度向上及び水産物の販売拡大を図るため、市内の漁業者等が実施する水産物のPR活動及び6次産業化の取組に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。 ☆次の要件に該当するもので、市内に住所を有し、かつ、市税等の滞納がない者 (1) 漁業者 (2) 3人以上の漁業者で構成する任意団体 (3) 漁業協同組合	補助率1/2以内 上限額30万円	産業振興課 商工水産振興班
7	コールセンター等 設置奨励金	○雇用機会の拡大及び地域経済の活性化を図るため、本市が誘致した企業で、コールセンター又はバックオフィス若しくはコンテンツ産業に係る事務所を開設する事業者に対し、奨励金を交付する ☆室戸市にコールセンター又はバックオフィス若しくはコンテンツ産業に係る事務所を開設する事業者 【要件】 (1) 操業開始の日から起算して1年以内の新規雇用者のうち雇用の期間の定めのない常用雇用者が5名以上であること (2) 操業開始の日から起算して1年以内の雇用の期間の定めのない常用雇用者数の割合が100分の80以上であること (3) 納付すべき租税及び本市公課の滞納がないこと	奨励金交付期間 5年間 奨励金交付限度額 1年あたりの限度額 2,000万円 土地・家屋の借料 総額 1,000万円 補助率 1/2 研修費 補助率 3/4 人材募集費 補助率 1/2 人件費 (1名あたり) スーパーバイザー 100万円 常用雇用者 50万円 パートタイム労働者 30万円 ※申請は年度内に2回まで	産業振興課 商工水産振興班
8	漁業就業支援事業費補助金	○新規漁業就業者の育成・確保及び室戸市内へのUIターン者の定住により、地域の活性化を図る。漁業就業希望者の自立・自営のために必要な漁業技術習得を支援する ☆室戸市民、UIターン者	最長2年の生活補助 いずれも月20日以上研修を行った場合 ・技術研修生への生活支援 月額5万円 ・漁業技術指導者への謝礼 月額2万5千円 (上限) ※月20日未満の場合は日割り ※県補助は別にあります	産業振興課 商工水産振興班
9	沿岸漁業設備投資 促進事業費補助金	○沿岸漁業者の経営改善を図るため、漁業用機器等の導入事業に要する経費を補助する ☆浜の活力再生広域プランを策定する広域水産再生委員会に参画する漁業者	【補助率】 20分の1以内 新規漁業就業者を対象とする場合は、10分の1以内とする 【補助上限額】 250万円	産業振興課 商工水産振興班
10	就農支援事業 (新規参入者区分)	○1年以上2年間、研修を受けるために必要な経費として補助金を支給 ☆専業農家としての就農を目指して研修を受けることを希望する産地提案書に定められている品目及び対象年齢の者	① (産地提案タイプ) 月額15万円 34歳以下の場合 2.5万円加算	産業振興課 農林振興班
11	就農支援事業 (後継者区分)	○農業後継者として育成するため、一定期間研修を行った認定農業者等に対し支援金を支給	交付期間：3か月以上1年以内 研修機関等での研修1か月につき10万円	産業振興課 農林振興班
12	新規就農者育成総合 対策事業費補助金 (就農準備資金)	○就農を目指して研修期間や受入農家等のもとで研修を受ける際に最長2年間補助金を給付 ☆就農予定時に45歳未満の者	年間150万円	産業振興課 農林振興班
13	新規就農者育成総合 対策事業費補助金 (経営開始資金)	○経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、最長3年間にわたり、補助金を給付 ☆就農開始時の年齢が50歳未満で、経営開始から5年以内の認定新規就農者 (※認定新規就農者：経営開始から5年以内の18歳以上50歳未満の者で、室戸市にて青年等就農計画が認定された者)	年間150万円	産業振興課 農林振興班
14	特用林産業 新規就業者研修支援事業	○最長2年間、研修を受けるために必要な経費として補助金を支給 ☆義務教育を修了し、補助開始年度の4月1日現在15歳以上65歳未満の者	月額15万円	産業振興課 農林振興班
15	室戸市看護師 確保対策補助金	○平成27年4月1日以降に、看護技術の確保のための研修が必要な復職看護師や新規卒業生など看護学校を卒業したのちに一度も勤務したことがない新規看護師を雇用した医療機関や室戸市に移住し、看護師として室戸市内の医療機関に就労する者に対し、補助を行うことにより、看護師の就労支援及び医療機関の負担軽減等を通じ、室戸市内の医療を確保する ☆永住の意思をもって室戸市に生活の本拠地を置き、かつ住民基本台帳に記録された看護師の資格を持つ者で市内の医療機関に看護師として正規雇用された者	【復職看護師】 月15万円 (1年以内) 【新規雇用看護師】 月10万円 (1年以内) 【移住看護師】 月5万円 (1年以内)	健康医療政策課 健康医療政策班

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当班名
16	シルバー人材センター	<p>○「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、都道府県知事の指定を受け設置されている公共性の高い公益法人(公益社団法人)。会員は、健康で働く意欲のある60歳以上の者で構成されており、企業や家庭、公共団体などから高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員に提供。清掃、剪定、事務、子育て支援などの仕事を請け負う</p> <p>☆60歳以上の健康で働く意欲のある者  室戸市内にお住まいの者  センターの基本理念、目的趣旨を理解し賛同いただける者  家族の入会同意を得られる者</p>	-	シルバー人材センター